

議題1 令和2年度主要施策・事業について

1 共通事項

1-1 所管事務担当課の見直し

これまで、「教育委員会事務局」と「市民福祉部」がそれぞれ担当していた事務のうち、次の事務について所管を見直すことにより、就学前と就学後に分けて事務分担を行い、児童の健全育成と子ども・子育て支援の更なる充実を図るものとする。

所管事務	旧	新
幼稚園（ただし、教育内容の指導助言及び幼稚園職員の研究会に関する事等の事務を除く。）	教育総務課	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て支援課	生涯学習課

2 教育委員会重点事業

2-1 教育総務課

(1) 児童生徒の主体性を育む教育の推進

○ こども議会の開催【新規】

市内の中学生を対象に、議会制度と行政システムに関する基本的な事柄を体験学習してもらうことで、18歳からの選挙権に対する意識の高揚と市政に対する理解と関心を深めるとともに、生徒たちの純粋な意見を今後の議会運営や市政運営の参考とすることを目的に、「こども議会」を開催する。

(2) これからの学校運営の在り方の検討 … 資料1・資料2

○ 学校運営協議会設置事業（コミュニティ・スクールの開設）【新規】

平野小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、これまで積み上げてきた地域一体型の教育をさらに充実発展させ、「地域の活性化」「地域の教育力向上」「家庭の教育力向上」を図る。

(3) 学校施設・設備の充実

① 学校施設耐震対策事業

耐震基準に満たない学校施設の耐震対策を実施し、児童生徒の安全・安心の確保と教育環境を整備する。

区分	No.	事業名	備考
小学校	1	栗津小学校屋内運動場改築事業	R2工事完了予定
	2	平小学校屋内運動場改築事業	R2工事着工予定
	3	長浜小学校屋内運動場改築事業	R2工事着工予定
	4	平小学校校舎耐震補強及び大規模改造事業	R2工事完了予定

区分	No.	事業名	備考
中学校	1	新谷中学校屋内運動場改築事業	R 2 工事完了予定
	2	大洲南中学校校舎耐震補強及び大規模改造事業	R 2 工事着工・完了予定
	3	肱川中学校施設整備事業（PFI事業）	R 2 敷地嵩上・設計 R 3 工事着工 R 4 工事完了予定

② 閉校施設除却事業

利用計画のない閉校施設について、合併特例債を活用し順次除去する計画であり、豪雨災害の影響により先送りしている5校7施設の解体工事を実施する。

No.	施設名	備考
1	旧田処小（木造校舎・プール）	R 3. 5月完了予定
2	旧喜多灘小（校舎・プール）	R 2 完了予定
3	旧南久米小（プール）	R 2 完了予定
4	旧柴小（プール）	R 2 完了予定
5	旧予子林小（プール）	R 2 完了予定

2-2 生涯学習課

(1) 社会教育事業の推進

○ 公民館活動及び自治会活動について

現在、公民館、自治会及び連絡所を再編するため、市長部局及び教育委員会事務局で地域自治組織等庁内検討会を立ち上げ地域自治組織等の再編方針を検討している。

その結論を基に、公民館長、自治会長等と協議を進める。

(2) 青少年健全育成事業の推進

○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【新規】

現在、青少年健全育成事業の中で、「放課後子ども教室」を実施しているが、あわせて「放課後児童クラブ」を所管することにより、就学後の児童を対象として、一体的に放課後や長期休みに安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援する。

2-3 文化スポーツ課

(1) 文化財の保存と活用

① 臥龍山荘庭園管理事業【新規】

令和2年度中に国の名勝指定を目指している臥龍山荘庭園を含む臥龍一帯については、平成30年度に実施した文化財庭園フォーラム実技研修によって、現在は良好な景観を形成しているが、国の名勝指定

後も、名勝にふさわしい良好な景観を維持していくため、適正かつ専門的な庭園管理を推進する。

また、庭園管理の施工は、高い技術と経験を要することから「文化財庭園保存技術者協議会」の会員に業務委託することとし、その監修・指導を、文化財庭園に関して専門的な知識を有した者に委託する。

② 伝統的建造物群保存対策調査事業

伝統的建造物の調査事業については、平成29年度から2か年間実施し、令和元年度に、その成果となる調査報告書の発行を行う予定である。

この調査成果を生かして、歴史的風致形成建造物の指定などの大洲らしい町並みの保存に向けた制度について、都市整備課と足並みをそろえながら、大洲市歴史的風致維持向上計画庁内推進会議（2回予定）において調査・検討を図る。併せて国登録有形文化財への登録も推進する。

(2) スポーツ振興の総合的かつ計画的な推進

① 総合体育館トレーニング教室開催事業【新規】

市民の健康維持と体力向上を図るため、総合体育館のトレーニング器具を活用したトレーニング教室（スポーツインストラクター指導）を、おおずスポーツクラブに依頼して開催することで、健康寿命の延伸につなげていく。

また、高精度体組成計を購入して、定期的に受講者の体重・体脂肪率・筋肉率・内臓脂肪などを測定し、トレーニングの効果判定を行う。

② 八幡浜・大洲地区運動公園陸上競技場・野球場復旧記念イベント開催事業【新規】

平成30年7月豪雨災害に伴う八幡浜・大洲地区運動公園「陸上競技場及び野球場」の利用再開時期にあわせて、構成5市町（大洲市・八幡浜市・西予市・内子町・伊方町）のスポーツ少年団チームを招待し、復旧記念大会を開催する。

(3) スポーツを通じた交流の促進

○ 令和2年度 大規模3大スポーツ行事開催事業【新規】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技開催に伴う、聖火イベント及び日本スポーツマスターズ（スポーツ愛好者の中で競技志向の高いシニア世代を対象としたスポーツの祭典）2020愛媛大会において、男子バスケットボールを開催する。

2-4 学校給食センター

(1) 栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供

① 給食費の公会計化制度の導入準備

教職員の働き方改革を目指し、教職員の教育活動時間の確保、給食費の安全管理を図ることを目的に、文科省が示すガイドラインに基づき、学校給食費の公会計化制度の導入準備を行う。

② 米飯給食週4日の実施【新規】

米どころ大洲の子供たちに、米の良さ・素晴らしさについて理解を深めてもらうとともに、地産地消率の向上を図り、さらに平成30年7月豪雨災害による被災地復興の一助とするため、週5日の内3回であった米飯給食を4回に増やす。

③ 給食費の就学前料金の設定【新規】

来年4月開園予定の東大洲こども園について、3～5歳児に大洲センターからの学校給食の提供依頼があった。保育所の給食費に認定こども園と幼稚園の給食費を合わせ、現行価格より30円安い215円に設定する。

学校運営協議会設置事業について (コミュニティ・スクールの開設)

1 はじめに

大洲市教育委員会では、平成 28 年度に「大洲市小中一貫教育推進事業計画」を立ち上げ、平野小・中学校を小中一貫教育のモデル校に指定して「質の高い教育」の実践に取り組み、成果を上げている。また、同時にスタートした平野小・中学校地域学校協働活動により、学校を核とした地域づくりを目指している。

今後さらに地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するためには、保護者・地域・学校それぞれの相互理解を図りながら目標や課題を共有し、家庭や地域の意向を反映した学校運営が必要である。

そこで、令和 2 年度、平野地区において、保護者・地域住民が一定の責任を持って主体的に学校運営に参画し、地域の環境や人材など資源を活かした「地域とともにある学校づくり」の基盤となる『学校運営協議会※』を設置することとする。

平野地区は、以前より学社連携・融合といった動きの中で、学校と地域のつながりを深めるということが地域社会の中で進められてきた。今回、学校運営協議会を設置することにより、これまで積み上げてきた地域一体型の教育をさらに充実発展させ、「地域の活性化」「地域の教育力向上」「家庭の教育力向上」につながると期待する。

※ 学校運営協議会が設置された学校を「コミュニティ・スクール」という。

2 学校運営協議会制度の概要

(1) 協議会の趣旨

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大洲市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。

(2) 協議会の設置

大洲市教育委員会は、所管に属する学校ごとに協議会を置くこととする。ただし、小中一貫教育を施す場合、その他 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を置くこととする。

(3) 協議会の機能

地域住民と学校が一体となって子供を育てる持続可能な仕組みを持った協議会となるために、協議会は、対象学校の運営全般について、校長に対して意見を述べるができるとともに、次の 3 つの機能を持つこととする。

- ア 校長の作成する教育課程の編成に関して協議し承認する。
 イ 校長の作成する学校経営計画に関して協議し意見を述べる。
 ウ その他校長が必要と認める事項に関して協議し意見を述べる。
 校長は、承認された方針に従って学校運営を行うこととする。

(4) 協議会の委員

協議会の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命するものとする。

- ・保護者 ・地域住民 ・対象学校の校長 ・対象学校の教職員
- ・学識経験者 ・関係行政機関の職員 ・対象学校の運営に資する活動を行う者 ・その他、教育委員会が適当と認める者

(5) その他必要事項

その他の必要事項は、「大洲市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」において定める。

3 導入に向けてのスケジュール

月	内 容
10 月	平野小中学校長との協議
11 月	第 1 回準備委員会
12 月	アンケート実施
1 月	地域説明会（C S マイスター西村氏による説明を実施）
2 月	第 2 回準備委員会（熟議、アンケート結果について等）
2 月	関係規則等の整備
3 月	第 3 回準備委員会（来年度の学校運営に関する基本方針の確認）

◆ 第 1 ・ 3 回準備委員会委員

自治会長、公民館長、地域関係者、平野小学校 P T A 会長、平野中学校 P T A 会長、平野小学校長、平野中学校長、平野小学校教頭、平野中学校教頭、地域コーディネーター、大洲市教育委員会事務局

◆ 第 2 回準備委員会委員

第 1 回委員に加え、平野小中学校 P T A 副会長・学年委員長、平野小中学校教員

4 学校運営協議会開催計画（案）

月	内 容
4 月	第 1 回 学校運営に関する基本方針の承認
7 月	第 2 回 1 学期の反省と 2 学期への志向
11 月	第 3 回 2 学期の反省と 3 学期への志向
2 月	第 4 回 今年度の学校運営に関する反省と次年度への志向
3 月	第 5 回 次年度の学校運営に関する基本方針の承認

- 【関連事項】 10 月 学校関係者評価の実施（中間評価）
 2 月 学校関係者評価の実施（期末評価）

コミュニティ・スクールの概要

1 「コミュニティ・スクール」とは？

- ◆ 「学校運営協議会」を設置している学校のこと
 - ・ 教育委員会から委員として任命された保護者、地域住民、幅広い教育関係者が構成員
 - ・ 構成員が一定の権限と責任を持ち、子供たちの教育や健全育成等に対して、積極的に学校運営に参画
 - ・ 学校運営協議会の設置は教育委員会の努力義務であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中に規定

2 学校運営協議会の役割

- ◆ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ◆ 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。

3 学校運営協議会のメンバー

- ◆ 12名から15名で組織
- ◆ 学校関係者として校長・教頭、保護者代表としてPTA会長・副会長、地域住民代表として自治会長・民生委員・企業や団体の責任者・生産者等

4 コミュニティ・スクール制度導入の背景

- ◆ 少子高齢化やグローバル化の進行
子供たちにとっては、先を見通すことが難しく、厳しい挑戦の時代
- ◆ 家庭や地域社会の教育力の低下
子供たちの教育に関する当事者意識の喪失、学校だけに課題や責任

教育再生実行会議



中央教育審議会

学校と地域の連携・協働の必要性

- ◎ これからの子供たちには、他者と協働しながら未来を創りだし、課題を解決する力が求められる。
- ◎ 子供たちの生きる力は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれる。地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは豊かにたくましく成長し、心も育つ。



コミュニティ・スクール = 課題を解決していくための有効なツール

子供の実態を学校・家庭・地域の三者で共通理解し、それぞれ何ができるかを考え、役割分担して多くの目で子供を育てることができるようになる。

5 コミュニティ・スクール導入のメリット

◆ 保護者・地域住民等も教育の当事者となり、責任感を持ち、積極的に子供への教育に携わることができる。

<例えば>

- ・ 地域住民等が子供たちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりする場面が増える。
- ・ 学校任せではなく、地域住民等が学校と共に対応策を考える

◆ 保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、自己有用感や生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実する。

<例えば>

- ・ 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する。
- ・ 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなる。

◆ 保護者・地域住民等と学校が「顔が見える関係」となり、保護者や地域住民等との協力を得た学校運営が実現する。

<例えば>

- ・ 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団となる。
- ・ 学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子供と向き合う時間の確保につながる。

6 コミュニティ・スクールの効果

◇ 子供にとっての効果

- ・ 安心感、自己肯定感、自己有用感の高揚
- ・ 学びや体験活動の充実
- ・ 社会性が培われる

◇ 教職員にとっての効果

- ・ 地域人材を活用した教育活動の充実
- ・ 多様な人々との触れ合いによる、考え方の柔軟化

◇ 学校運営にとっての効果

- ・ 地域や家庭からの信頼を得た、協働での取組の活発化

◇ 保護者にとっての効果

- ・ 学校や地域に対する理解の深まり
- ・ 地域の中で子供たちが育てられているという安心感

◇ 地域の人々にとっての効果

- ・ 学校を中心とした、地域のネットワーク形成
- ・ 経験を生かすことによる、生きがいや自己有用感
- ・ 地域の防犯・防災体制等の構築

★ 人と人とのつながりが少なくなってきた社会を結び直すきっかけ

3 子育て支援課重点事業

(1) 認定こども園の整備 … 資料 3

① 肱南地区認定こども園施設整備事業【新規】

「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」に基づき、肱南保育所及び大洲幼稚園を既存の大洲保育所へ統合、新たに認定こども園化するための増改修工事を行い、令和3年4月の大洲こども園（仮称）開園を目指す。

No.	項目	内容
1	利用定員	180名程度 (0～1才児 30名) (2～5歳児 150名)
2	増築建物	木造平屋建て・約520㎡程度
3	既存建物改修	約100㎡程度
4	事業費	262,935千円 (内訳) ①建築・電気・機械工事費等 255,420千円 ②工事監理委託料 6,600千円 ③検査手数料 315千円 ④移転費用 600千円
5	財源	①地方債（過疎債） 261,600千円 ②一般財源 1,335千円

② 三善・八多喜地区認定こども園施設整備事業【新規】

「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」に基づき、三善保育所及び粟津保育所を統合し、新たに認定こども園化を進めるため、令和5年4月の開園を目指す。

年度	内容
令和2年度	用地代・補償費 敷地造成設計 敷地造成工事
令和3年度	認定こども園建設設計
令和4年度	認定こども園新築工事

③ 肱川保育所・肱川幼稚園の認定こども園化【新規】

「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」に基づき、肱川保育所及び肱川幼稚園を統合し、新たに認定こども園化を進め、令和3年4月の開園を目指す。

早急に場所の選定を進める予定である。

(2) 保育施設解体事業

平成30年7月西日本豪雨により被災した肱南保育所・三善保育所の解体を進める。

No.	施設名	内容
1	肱南保育所	激特事業による用地買収、建物等補償あり 令和2年度 解体設計委託料 737千円 解体工事（設計後）
2	三善保育所	令和2年度 解体設計委託料 737千円 解体工事（設計後）

(3) 喜多医師会病院院内保育所地域型給付費

令和2年度から、喜多医師会病院院内保育所が、認可外保育施設から地域枠を設けた地域型保育事業に移行（予定）のため、一般の児童の受け入れが可能となり、待機児童解消の一助になる見込である。

● 定員 29名（予定）

- ・従業員枠（事業所の従業員のこども） 23名
- ・地域枠（従業員以外のこども） 6名

● 国・県・市の給付割合

項目		2号（保育） 3歳以上	3号（保育） 0歳～2歳	給付額（円）
公定価格				57,619,800
負担割合	国	1/2	55.2%	27,443,093
	県	1/4	22.4%	11,560,354
	市	1/4	22.4%	11,488,353
	保護者負担金			7,128,000

大洲市立幼稚園・保育所再編計画スケジュール

	施設名	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	備考
統合・再編	保育所＋保育所	〔三善保育所〕 〔粟津保育所〕	用地検討	新園舎設計	新園舎建築	新園舎 認定こども園 運営開始		三善保育所は新園舎完成まで休所
		〔菅田保育所〕 〔大成保育所〕		認定こども園 移行準備	認定こども園 運営開始			
			休所	菅田保育所へ統合後、閉所				
	幼稚園＋保育所	〔大洲保育所〕	増築設計	増築工事	認定こども園 運営開始			
		〔肱南保育所〕	仮園舎保育	認定こども園へ統合後、閉所				
		〔大洲幼稚園〕		認定こども園へ統合後、閉所				
		〔喜多幼稚園〕 〔肱北保育所〕	認定こども園 改修設計・工事	認定こども園 運営開始				改築検討
		〔肱川幼稚園〕 〔肱川保育所〕	認定こども園 移行準備	認定こども園 運営開始				

	施設名	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	備考
改築	徳森保育所			改築設計	改築工事	新園舎 認定こども園 運営開始		
統合検討	南久米保育所			統合を検討				
	白滝保育所	統合を検討						
認定こども園化検討	幼稚園	久米幼稚園						
		平野幼稚園						
		河辺幼稚園						
	保育所	喜多保育所	認定こども園化及び子育て支援施策拡充の検討					
		新谷保育所						
		長浜保育所						
		大和保育所						

※「統合検討」及び「認定こども園化検討」対象施設については、検討期間内に今後の方針を決定し、その準備を開始します。